

第 13 回士別市農業委員会総会議事録

令和 4 年 6 月 27 日

士別市農業委員会

第13回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日（月曜日）
午後 1時30分開会
午後 2時00分閉会

2. 開催場所 第2庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|------|-------|----------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 使用貸借契約の解約について |
| 日程第3 | 報告第3号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員（23名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 上野浩二君 | 2番 | 湯浅悦子君 |
| 3番 | 山下篤君 | 5番 | 古川昇君 |
| 6番 | 新田康仁君 | 7番 | 森野良次君 |
| 8番 | 鈴木淳一君 | 9番 | 寺崎徳仁君 |
| 10番 | 中澤弘幸君 | 12番 | 岡崎京子君 |
| 13番 | 本間一明君 | 15番 | 梅津宣保君 |
| 16番 | 遠藤英俊君 | 17番 | 沼舘初男君 |
| 18番 | 鈴木茂樹君 | 19番 | 佐久間弘美君 |
| 20番 | 渡辺亨君 | 21番 | 村上幸博君 |
| 22番 | 栗本勝君 | 23番 | 中山義隆君 |
| 24番 | 鈴木庄一郎君 | 26番 | 木下一彦君 |
| 27番 | 保科隆志君 | | |

出席説明員（4名）

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 林秀忠君 |
| 主査 | 小林泉君 |
| 主事 | 古閑俊祐君 |
| 事務員 | 佐々木濤君 |
-

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第13回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は23名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、23番 中山義隆委員、24番 鈴木庄一郎委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「小野寺委員」「柳委員」「松井委員」「工藤委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、1件の再認定、11件の変更認定、1件の認定取消がありました。

なお、累計は、先月比 1件減の 447件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第2、報告第2号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外1件について、使用貸借契約の解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第3、報告第3号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外1件より解約の通知がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、武徳町44線東、地番、●●●●外5筆、地目、公簿、田・畑、現況、宅地、面積あわせて13,727㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。

本申請地●●●●と●●●●につきましては、平成8年住宅建設より家庭菜園として現在も宅地利用されています。本来、転用案件であります。士別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから15年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。また、本申請地●●●●、●●●●、●●●●、●●●●につきましては、酪農舎を建設するため、昭和54年・平成3年・平成6年に農地法第4条の許可を受けており、現在も宅地として利用されている土地であります。

現地確認につきましては、6月3日に担当地区農業委員3名により実施をしています。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外3筆、地目、田・畑、面積43,426㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外7筆、地目、田・畑、面積37,472㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外85筆、地目、田・畑、面積324,316.88㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積1,691㎡、対価、贈与につき無償、理由については、隣接地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(27線南)、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積34,602㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(22・23線南)、地番、●●●●外3筆、地目、田、面積143,953㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(20線南)、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積42,636㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(18・19線南)、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積83,839㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(21線南)、地番、●●●●、地目、田、面積37,515㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25・26線南)、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積56,56㎡、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号10番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外9筆、地目、田・畑、面積60,110㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号11番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外6筆、地目、畑、面積55,439㎡、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号12番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(7線東)、地番、●●●●外6筆、地目、田・畑、面積47,562㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号13番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(39・40線東)、地番、●●●●●外12筆、地目、田・畑、面積143,910㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号14番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(37・38線東)、地番、●●●●●外2筆、地目、畑、面積35,771㎡、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地中間管理事業により借り受けるためであります。

番号15番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(37・38線東)、地番、●●●●●外2筆、地目、畑、面積35,771㎡、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地中間管理事業により借り受けるためであります。

番号16番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●●外11筆、地目、田、面積60,281㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号17番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●●外2筆、地目、畑、面積35,356㎡、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号18番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町岩尾内、地番、●●●●●外4筆、地目、畑、面積58,575㎡、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号19番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●●外4筆、地目、田、面積29,664㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号20番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町三栄、地番、●●●●●外9筆、地目、田、面積47,669㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号21番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●●外1筆、地目、畑、面積13,400㎡、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号22番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●●外3筆、地目、田・畑、面積72,904㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号23番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●●外7筆、地目、田・畑、面積17,506.65㎡、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、23件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進

事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第13回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後2時00分 閉会）